

「2024年度会計監査業務受嘱者の募集」に関する質問に対する回答

No.	仕様書等該当箇所 (ページ、項目等)	質 問	回 答
1	募集仕様書 P1 1. 監査の目的	法令ではなく、会計規程によってはじめて(いわゆる)会計監査人の存在として「公認会計士又は監査法人の監査」が規定されているが、法令上の「公認会計士又は監査法人」の立場はどのようなものとなるのか。	法令上の機関設計としては、規定はございません。
2	募集仕様書 P1 1. 監査の目的	会計監査人の立場が電気事業法等の法令で規定されていないため、今回の監査契約は「法定監査」ではなく「任意監査」と理解しているが認識に相違ないか。	その理解で結構です。
3	募集仕様書 P1 2. 監査業務委嘱内容	会計監査の対象として(1)財産目録、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記に対する会計監査と(2)決算報告書に対する会計監査の2点を記載されているが、それぞれ適正性監査が求められているのか。 決算報告書に関する会計監査の受嘱可否に関する弊法人の判断がつかない場合、募集仕様書2-(2)「決算報告書に対する会計監査」の受嘱については、別途協議させて頂くという理解で良いか。 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループの資料によると、監査法人による会計監査の導入準備のためのコンサルティング業務が行われているが、適正性監査が求められる場合、導入準備の過程においてどのように考え方が整理されたのか。	監査の枠組みの選択については、外部監査人の判断事項と認識しておりますが、(1)財産目録、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記に対する会計監査については適正性、(2)決算報告書に対する会計監査については、準拠性を想定しております。決算報告書の取扱いについては、その理解で結構です。
4	募集仕様書 P1 2. 監査業務委嘱内容	監査報告書を公表する趣旨はどのような考えか。 また、監査上の整理によっては監査報告書の公表ができない場合があるが、その場合には公表しないこと(利用者を限定して共有すること)も許容されるのか。	2020年11月25日の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループの取りまとめにおいて、監査法人による会計監査を導入し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要性を示されたことから監査報告書の公表を行うものです。 財産目録、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記に対する会計監査については、かかる趣旨を踏まえて監査報告書の公表を前提としています。
5	募集仕様書 P1 2. 監査業務委嘱内容	電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループの資料によると、監査法人による会計監査の導入準備のためのコンサルティング業務が行われているが、監査報告書の利用場面・用途について、監査法人による会計監査の導入準備のためのコンサルティング業務において考え方を整理されているのか。整理されているようでしたら可能な範囲でご教示頂きたい。	財産目録、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記に対する会計監査については、趣旨を踏まえて監査報告書の公表を前提としています。決算報告書については、内部利用を想定していますが、詳細は検討中です。
6	募集仕様書 P1 2. 監査業務委嘱内容	監査報告書はどのような様式を想定しているのか。 通常、財産目録や決算報告書は貸借対照表や損益計算書とは異なる意見表明方法となるが、監査報告書の様式については監査契約後に調整可能か。	監査報告書の様式は受嘱後の候補者との協議の上、決定予定です。契約後に様式を調整することは可能です。
7	募集仕様書 P1 2. 監査業務委嘱内容	会計規程は経済産業大臣が承認するものの、省令とは異なる。今後、会計規程を改正する場合には専門家が集まる合議体等により検討された結果をパブリックコメントに付すことで一般に公正妥当なものとなるようにしていくのか。	会計規程の改正にあたっては広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令に従い実施することとしており、今後も改正の場合は、必要に応じて広範囲の利害関係者からの意見を募集する予定です。

「2024年度会計監査業務受嘱者の募集」に関する質問に対する回答

No.	仕様書等該当箇所 (ページ、項目等)	質 問	回 答
8	募集仕様書 P1 2. 監査業務委嘱内容	<p>理事会で改正可能な「会計・調達業務の細則に関する規程」について、企業会計基準に定めのない部分が規定されるものと理解しております。通常、企業会計基準の定めは専門家が集まる合議体等により検討された結果をパブリックコメントに付すことで一般に公正妥当なものとなると考えられるところ、理事会で改正可能な「会計・調達業務の細則に関する規程」に企業会計基準に定めのない部分を規定するとなると、例えば現在意見募集されているような取扱いがなされるとしても根本的には企業会計基準の定めとは規範性のレベル感が整合してないのではないか。あくまでも「会計規程」に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠するものであり、「会計・調達業務の細則に関する規程」ではこれに相当する規範性のある会計基準は定められないと理解すれば良いのか。</p> <p>なお、これら観点から「会計・調達業務の細則に関する規程」（2023年4月3日変更）を確認すると、例えば「第6章 資産」及び「第7章 決算」の規定は会計規程において定めるべき性質にあると考えます。現在、意見募集されている「会計・調達業務の細則に関する規程」においても同様です。</p>	<p>今後も「会計・調達業務の細則に関する規程」について財務報告の枠組みに係る事項の改定の際には、広範囲の利害関係者からの意見を募集する方針としています。頂いたご意見は、今後の検討にあたり参考といたします。</p>
9	募集仕様書 P1 2. 監査業務委嘱内容	<p>2024年度より公認会計士又は監査法人による会計監査が導入されることもあり、それにあたって足りない点が出てきた場合には、あらかじめ会計規程等を改正する対応をとることも念頭に置いているのか。</p>	<p>会計規程等の改正は、必要に応じて検討いたします。</p>
10	募集仕様書 P1 2. 監査業務委嘱内容	<p>2024年度会計監査に向けた課題を抽出済みだと理解しているが、2024年度の監査開始までに当該課題を対応・解消する予定なのか。</p>	<p>その理解で結構です。</p>
11	募集説明書 P4 4. スケジュール	<p>電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループの資料によると、監査契約締結後に予備調査を行うこととなっており、募集説明書のスケジュールにも3月下旬に契約を締結すると記載されている。通常、予備調査は監査契約締結に向けた調査であり、予備調査の実施後に監査契約の締結とするなどスケジュールを調整することは可能か。</p>	<p>スケジュールの調整は可能です。</p>
12	募集説明書 P3 9. その他	<p>契約書内容に含める情報管理の取扱いについて、④に会計監査業務従事者の所属・専門性・実績及び国政に関する情報とあるが、全ての従事予定者につき、記載が必要か。</p>	<p>その理解で結構です。</p>